

通達甲少第31号

平成24年12月18日

本部内各部課（所、隊）長
警察学校長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県少年指導委員運営要綱の制定について

茨城県少年指導委員（以下「少年指導委員」という。）の運営については、茨城県少年指導委員運営要綱の制定について（平成21年9月25日付け通達甲少第21号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、年齢制限により経験豊富で活動力のある人材を少年指導委員として委嘱できないことから、このたび、同要綱の一部を改め、別添のとおり新たに制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

主な改正点

少年指導委員の委嘱時の年齢制限「65歳未満」及び再任時の年齢制限「70歳未満」を「75歳未満」とした。

別添

茨城県少年指導委員運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、茨城県少年指導委員運営規則（昭和60年茨城県公安委員会規則第11号。以下「運営規則」という。）第7条の規定に基づき、茨城県少年指導委員（以下「少年指導委員」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

第2 委嘱手続

1 警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる要件を満たす者を茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦すること。推薦に当たっては、当該活動区域内の市町村に居住し、当該活動区域の実情に精通する者の中から適任者を選定すること。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号。

以下「法」という。）第38条第1項に規定する要件を満たしていること。

(2) 委嘱時の年齢が75歳未満の者であること。

2 1の推薦は、茨城県少年指導委員推薦書（別記様式第1号）により行うこと。

第3 配置

少年指導委員の配置先は、運営規則第4条に規定する活動区域を管轄する警察署とする。

第4 少年指導委員名簿

生活安全部少年課長及び少年指導委員の活動区域を管轄する署長は、少年指導委員名簿（別記様式第2号）を備え付け、委嘱又は解嘱の都度整理しておくこと。

第5 住民への周知

少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）

第2条第2項に規定する関係住民への周知は、茨城県報に登載して行うこと。

第6 講習

署長は、公安委員会が自署の管轄区域内を活動区域とする少年指導委員を委嘱したときは、規則第7条の委嘱時研修が行われるまでの間に、当該少年指導委員に対し少年指導委員の心構え、職務、活動要領、風俗営業等の実態等について講習を行うこと。

第7 解嘱手続

署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする少年指導委員が、法第38条第6項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、公安委員会に対し解嘱事由に該当する事実を明らかにして、茨城県少年指導委員解嘱上申書（別記様式第3号）により当該少年指導委員の解嘱を上申すること。

第8 身分証明書及び少年指導委員記章

- 1 署長は、公安委員会が自署の管轄区域内を活動区域とする少年指導委員を委嘱したときは、運営規則第6条第1項に規定する身分証明書及び少年指導委員記章（別図。以下「記章」という。）を交付すること。ただし、法第38条の2第4項に規定する身分証明書（以下「立入り用身分証明書」という。）は、署長が管理し、少年指導委員が風俗営業所等への立入りを実施する際に、当該少年指導委員に交付すること。
- 2 少年指導委員は、その活動を行う際は、記章を上衣の見やすいところに装着すること。

第9 身分証明書等の取扱い

- 1 少年指導委員は、自己に交付された第8の1の身分証明書及び記章（以下「身分証明書等」という。）を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 少年指導委員は、身分証明書等の遺失、紛失、盜難等の事故の防止に万全を期さなければならない。

第10 身分証明書等の再交付

- 1 少年指導委員は、身分証明書等を破損し、又は紛失したときは、速やかに署長に報告しなければならない。
- 2 署長は、少年指導委員から1の報告を受けたときは、その事情を調査し、必要があると認めたときは、身分証明書再交付申請書（別記様式第4号）により、再交付の手続をとること。

第11 身分証明書等の返納

署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする少年指導委員がその身分を失ったときは、速やかに身分証明書等を回収し、生活安全部長を経由して公安委員会に返納しなければならない。

第12 立入り

- 1 運営規則第5条第1項の指示は、風俗営業の営業所等への立入り指示書（別記

様式第5号。以下「指示書」という。)により行うこと。

- 2 運営規則第5条第2項の報告は、風俗営業の営業所等への立入り実施結果報告書(別記様式第6号。以下「立入り報告書」という。)により行うこと。
- 3 立入り報告書には、指示書の写し及び参考となる資料を添付し、署長及び生活安全部長を経由して公安委員会に報告すること。
- 4 少年指導委員は、立入り用身分証明書を、立入り終了後速やかに署長に返納すること。

第13 指導及び助言

署長は、少年指導委員が職務を遂行するに当たっては、適切な指導と助言を行うこと。

第14 受傷事故の防止

少年指導委員は、職務を遂行するときは、周囲の状況、関係者の動静及び言動等に特段の注意を払い、受傷事故の防止に努めること。

第15 活動の記録

- 1 少年指導委員は、職務を遂行するときは、あらかじめ警察署に活動内容を連絡するとともに緊密な連携を取ること。
- 2 署長は、1の活動が終了したときは、その活動概要等を茨城県少年指導委員活動記録簿(別記様式第7号)に記録し、保管すること。

別記様式第1号

発第 号
年 月 日

茨城県公安委員会 殿

警察署長印

茨城県少年指導委員推薦書

(フリガナ) 氏名 生年月日	男・女 年月日(歳)	
職業	電話番号	
本籍 出生地 住居	(年月日から居住)	
運転免許	運転免許の種類(免許) 年月日取得	
家族構成	職業、氏名及び生年月日(歳)	参考事項
経歴等 ・最終学歴 ・職歴 ・役職歴 相談員 民生委員 区長等 ・その他		
賞罰		

人格や行動 についての 社会的信望	
少年問題 についての 熱意	
補導活動等 の時間的 余裕	
生活の安定	
健康及び 活動力	
その他 参考事項	